

疾 対 号 外  
精 セ 号 外  
令和 2 年 5 月 1 9 日

自立支援（精神通院）医療機関の管理者 殿

奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課長  
奈良県精神保健福祉センター所長  
( 公 印 省 略 )

### 自立支援（精神通院）医療の申請等の取扱いについて

平素より県の精神保健福祉行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記のことについて、令和2年4月30日付け厚生労働省健康局長及び同省社会・援護局障害保健福祉部長より別添のとおり通知がありましたのでお知らせします。

つきましては、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に支給認定の有効期間が満了する精神通院医療の支給認定を1年間延長することとします。また、有効期間が延長された受給者証については、現に対象受給者に交付されているものを引き続き使用することとして差し支えないことから、医療機関等におかれましては、対象の受給者証の有効期間を読み替える形でのご対応をお願いいたします。

ただし、変更申請等より、有効期間を1年間延長した受給者証を交付する場合がありますので付け加えておきます。

※自立支援（精神通院）医療に関する取扱いについては、県疾病対策課精神保健系のホームページ (<http://www.pref.nara.jp/4549.htm>) に掲載しますのでご覧いただきますようお願いいたします。

奈良県福祉医療部医療政策局疾病対策課精神保健係  
電 話：0742-27-8683（ダイヤルイン）  
F A X：0742-27-8262